

令和7年度 佐賀県中小企業事業承継円滑化支援事業費補助金 Q & A

No.	分類	Q	A																				
1	事業承継	すでに事業承継を行っているのですが、本補助金に申請することは可能ですか。	令和4年4月1日以降に事業承継を行った又は行う予定の事業者が対象となっており、すでに事業承継を行った事業者も申請できます。																				
2	事業承継	計画書に記載する承継予定時期には何年以内という期限がありますか。	交付要綱等において、補助対象者の要件として「当該年度の終了後5年以内に事業承継を行う予定であること」としておりますので、令和13年3月までに事業承継を行う予定の方が対象となります。																				
3	事業承継	計画書に記載した承継予定時期までに必ず事業承継を行う必要がありますか。	やむを得ない場合を除いて、原則、予定した承継時期に事業承継を行ってください。																				
4	事業承継	後継者（候補）は代表者の親族以外でも良いでしょうか。	問題ありません。																				
5	事業承継	後継者（候補）が不在でも本補助金に申請することは可能ですか。	可能です。																				
6	補助対象	中小企業の定義を教えてください。	中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に掲げる者が該当します。具体的には以下のとおりです。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種分類</th><th colspan="3">中小企業者の定義</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業その他</td><td>資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社</td><td>又は</td><td>常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人</td></tr> <tr> <td>卸売業</td><td>資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社</td><td>又は</td><td>常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人</td></tr> <tr> <td>小売業</td><td>資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社</td><td>又は</td><td>常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人</td></tr> <tr> <td>サービス業</td><td>資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社</td><td>又は</td><td>常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人</td></tr> </tbody> </table>	業種分類	中小企業者の定義			製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社	又は	常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人	卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社	又は	常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人	小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社	又は	常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人	サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社	又は	常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
業種分類	中小企業者の定義																						
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社	又は	常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人																				
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社	又は	常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人																				
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社	又は	常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人																				
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社	又は	常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人																				
7	補助対象	個人事業主でも、本補助金に申請することは可能ですか。	可能です。																				
8	補助対象	特定非営利活動法人や一般社団法人、一般財団法人は対象ですか。	中小企業基本法の会社に該当しないと解されることから、対象外となります。																				

令和7年度 佐賀県中小企業事業承継円滑化支援事業費補助金 Q & A

No.	分類	Q	A								
9	補助対象	医療関係者や農業従事者は対象ですか。	中小企業基本法に掲げる者が対象となります。 <table border="1"> <tr> <td>医者 (医療法人)</td><td>医者 (個人開業医)</td><td>農家 (農業法人) ※会社法の会社又は 有限会社に限る</td><td>農家 (個人農家)</td></tr> <tr> <td>×</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> </table>	医者 (医療法人)	医者 (個人開業医)	農家 (農業法人) ※会社法の会社又は 有限会社に限る	農家 (個人農家)	×	○	○	○
医者 (医療法人)	医者 (個人開業医)	農家 (農業法人) ※会社法の会社又は 有限会社に限る	農家 (個人農家)								
×	○	○	○								
10	補助対象	同一人物が2つの事業を営んでいるのですが、それぞれの会社について申請することは可能ですか。	可能です。								
11	補助対象	過去にこの補助金の交付を受けたのですが、再度、採択を受けることは可能ですか。	事業承継前の場合、過去に事業承継前にこの補助金の交付を受けている事業者は採択を受けることはできません。 事業承継後の場合、過去に事業承継後にこの補助金の交付を受けている事業者は採択を受けることはできません。								
12	補助対象事業	県外に所在する会社ですが、県内に所在する工場での事業は対象ですか。	県内に主たる事業所を有する中小企業の行う事業が補助対象ですので、対象外となります。								
13	補助対象事業	県内に所在する会社ですが、県外進出のための事業（県外支店設置等）は対象ですか。	原則、県内拠点で行う事業が補助対象ですので、対象外となります。								
14	補助対象事業	同一事業に本補助金と他の補助金の両方を利用することはできますか。	同一費目に対する重複利用は認められません。								
15	補助対象事業	すでに実施している事業を、本補助金の対象事業にすることは可能ですか。	すでに実施している事業は本補助金の補助対象事業とは認められません。								
16	補助対象事業	県外に代表者の住所がある会社ですが、対象ですか。	代表者の住所が県外でも、県内に主たる事業所を有する中小企業であれば補助対象となります。								
17	記入の仕方	従業員の範囲はどこまでですか。パート、アルバイト等も含まれますか。	常時使用する従業員です。契約社員、パート、アルバイトを含みます。								
18	記入の仕方	従業員数はいつ時点のものを記載すればよいのでしょうか。また、何か証明する資料が必要ですか。	申請時の従業員数を記載してください。証明する資料等の提出の必要はありません。								

令和7年度 佐賀県中小企業事業承継円滑化支援事業費補助金 Q & A

No.	分類	Q	A
19	提出書類	事業承継計画書とはこういったものが該当しますか。	事業承継計画書については、実施要領にあります別紙3-1から別紙3-7のいずれかを提出してください。 なお、様式1の別紙3-5の事業承継計画書を使用できるのは、計画認定申請書に知的資産報告書を添付する場合のみです。
20	提出書類	事業承継計画書（別紙3-1～3-7）の違いは何ですか。また、どの計画書を提出すればよいですか。	それぞれの様式の違いは概ね下記のとおりです。 【別紙3-1】 個人事業主用① 【別紙3-2】 個人事業主用② 【別紙3-3】 法人用① 【別紙3-4】 法人用② 【別紙3-5】 別途、知的資産報告書を添付する事業者用 【別紙3-6】 親族内承継用（詳細版） 【別紙3-7】 役員・従業員承継用（詳細版） 提出いただくのは、いずれかの書類で構いません（ただし、別紙3-5の事業承継計画書を使用できるのは、計画認定申請書に知的資産報告書を添付する場合のみです。） 【別紙3-1～3-4】に比較して、【別紙3-6～3-7】はより詳細な事業承継計画となっていますので、作成の際には事業承継・引継ぎ支援センター（専門家）のサポートを受けながら、より綿密な事業承継計画の策定も可能ですので、関心のある方はご相談ください。
21	提出書類	知的資産報告書とはこういった書類ですか。	知的資産経営報告書とは、事業者が有する技術、ノウハウ、人材等の重要な知的資産の認識・評価を行い、それらをどのように活用して事業者の価値創造につなげていくかを示す報告書を言います。 ※知的資産：財務諸表に表れない人材、技術、技能、組織力、経営理念、顧客とのネットワークなど、目に見えにくい事業者の強みのこと。
22	提出書類	すでに事業承継を行っているのですが、いったい書類が必要ですか。	申請時は、実施要領別紙1（支援実施計画）に事業承継したことが分かる書類（事業譲渡契約書、開業届及び閉業届、履歴事項全部事項証明書等）を添付して提出してください。
23	応募方法	応募書類の提出方法を教えてください。	郵送の他、ご持参での受付を行っております。
24	事業の実施	補助事業に係る契約において留意すべき点はありませんか。	補助事業に係る契約においては、補助事業の遂行上困難又は不相当である場合を除き、二者以上による見積り合わせを実施するなどして、単に利便性などで特定の業者を選定することがないようにしてください。

令和7年度 佐賀県中小企業事業承継円滑化支援事業費補助金 Q & A

No.	分類	Q	A
25	事業の実施	少額の契約についても二者以上の見積り合わせは必要ですか。	No. 21のとおり、原則として二者以上による見積り合わせが必要ですが、1件の予定金額が10万円未満の契約については、単一業者からの見積りで契約することができます。
26	事業の実施	補助事業に係る支出を明らかにした証拠書類とはどのような書類ですか。	証拠書類については、各経費につき、見積書、納品書、請求書、領収書を原則揃えてください。 なお、一枚の証拠書類に対象経費と対象経費に該当しないものが含まれている場合、対象経費の金額がわかるように示してください。
27	補助対象経費	交付決定前に発注している経費は補助対象になりますか。	原則、交付決定前に発生した経費は補助の対象になりませんが、実施要領第4の2による事業実施計画の承認がなされており、かつ、交付決定前着手届を県に提出している場合は、交付決定前に事業に着手することができます。
28	補助対象経費	店舗改装について、増築も補助対象経費と認められますか。	事業承継を契機として必要な店舗改装と認められる場合、移転・増築・改築・改装・新築等も補助対象となります。
29	補助対象経費	車両購入費は対象になりますか。	事業計画の中で必要性が認められる車両の購入費は対象となります。ただし、業務用の特殊車両等に関し、一般車両の購入費は対象にはなりません。
30	補助対象経費	パソコンの購入や設備機器の更新は対象になりますか。	事業計画の中で必要性が認められるパソコンの購入や設備機器の更新は対象となります。
31	補助対象経費	法律上、設置が必要な火災報知機の新設及び更新は対象になりますか。	法的に設置義務がある火災報知器の新設及び更新は対象となりません。
32	補助対象経費	機械装置費には、設置等に要する経費は含まれますか。	設置料及び送料等も補助対象です。
33	補助対象経費	機械装置費について、中古品は対象になりますか。	中古品は原則、対象となりません。
34	補助対象経費	機械装置について、購入ではなくリースも対象ですか。	リースも補助対象ですが、事業実施期間内に支払いまで完了している経費が補助の対象です。
35	補助対象経費	第三者承継に取り組む事業に係る経費とは具体的にどのような経費ですか。	後継者のいない事業者が成約までに行う、企業価値算定に要する経費、M&A仲介手数料・着手金、デューデリジェンスに要する経費、その他専門家報酬等が考えられます。ただし、当事者や関係者の旅費及び成功報酬については対象となりません。

令和7年度 佐賀県中小企業事業承継円滑化支援事業費補助金 Q & A

No.	分類	Q	A
36	補助対象経費	第三者承継に取り組む場合の補助上限額について教えてください。	「第三者承継に取り組む事業」についての補助上限額は100万円です。 ただし、第三者承継のためのマッチングに係る経費のみの申請はできません。第三者承継に取り組む事業以外に「売上確保のための新たな商品・サービス導入を行う事業」又は「生産性向上のための設備投資を行う事業」に取り組む必要があります。 なお、「売上確保のための新たな商品・サービス導入を行う事業」、「生産性向上のための設備投資を行う事業」についても補助上限額は100万円です。
37	補助対象経費	税理士・弁護士等の専門家報酬について、金額の上限はありますか。	上限は設定しておりませんが、対価の額が適正でないと判断される場合には、確認をすることがあります。
38	財産の処分	M&Aにより事業譲渡を行う場合、補助金により取得した財産の譲渡による収入は返還する必要がありますか。	事業譲渡に限らず、補助金により取得した財産の処分、譲渡等を行う場合には、処分承認申請書の提出し、承認を受ける必要があります。 補助金により取得した財産を譲渡する場合、通常、M&Aにより財産を譲渡することは本補助金の目的内であることから、補助金の返還はないものと考えられますが、その可否については個別に判断することになります。

本Q&Aに記載されている内容は代表的な質問の一部です。ご不明な点は佐賀県産業政策課（0952-25-7585）までお問い合わせください。